

## ADB、セーフガード保護を強化する新政策を承認

【マニラ、2009年7月20日】アジア開発銀行(ADB)は、支援するプロジェクトが環境や現地住民に与える影響を回避あるいは最小限に抑える保護策をすでに実施しているが、こうした保護を更に強化することを目的とした新しいセーフガード政策(SPS)を、本日の理事会で承認した。

ADBでは環境・先住民・非自発的移転といった問題に配慮するためのセーフガード政策を開発途上加盟国(DMCs)で実施されるADB支援の全プロジェクトに適用している。新政策は、環境にやさしく総ての人々に恩恵が行き渡る持続的成長を促進するというADBの使命において中核をなすものであり、既存の方針を統合・拡充するものである。

ADBのシェファー＝プレウス副総裁(知識管理・持続的開発担当)は、「ADBの各種プロジェクトを実施するにあたり、今まで以上に明白で堅固、包括的かつ整合性のあるセーフガードが求められ、また環境・社会へのリスクや影響に対処する最良のセーフガードを追求することも求められている」とした上で、「ADBプロジェクトの実効性・持続性、開発効果が高まるだけでなく、途上国におけるセーフガード・システム全般が強化されることで、途上国自身にとっても、開発プロジェクトが及ぼす環境・社会的影響やリスクの管理能力向上につながるだろう」と述べている。

新政策は、ADBのセーフガードを、他の国際開発金融機関のセーフガード政策と調和を図り、環境・社会的課題を抱える途上国・民間セクターの変化するニーズに適確に応えられるようにするものである。また、ADBのセーフガード制度が求める条件と同レベルの制度およびその運営能力が借入国側にある場合には、どちらのセーフガード制度でも選べるようになった点でも画期的な内容。

さらに新政策には、生物多様性の保全、地域社会の衛生と安全性、および文化的資源に関する規定が新たに設けられた。従来カバーしきれなかったADBの新しいファイナンス手法も、新政策では遵守要求の対象となっているほか、借入国側の能力開発と、政策の実施・監督面も重視されている点も主要な特徴である。

ADBではセーフガードを見直すにあたり、2007年11月からの1年間、アジア太平洋諸国や日本を含む先進国・地域におけるワークショップを15回以上にわたって開催したほか、セーフガード政策に対する独立評価も行うなど、極めて綿密な作業を幅広く行ってきたが、理事会が承認したことでそのプロセスが終了することとなった。

ADBの地域・持続的開発局でチーフ・コンプライアンス・オフィサーを務めるシャンビン・ヤオ(Xianbin Yao、姚先斌)局長は、「関係者の皆さんとの協議から得たものは大きく、その結果が、現実に根ざした政策実現につながったと思う」と述べている。

---

### お問い合わせ先

駐日代表事務所  
広報官: 望月 章子  
T: +81 3 3504-3441/3160  
E-mail: [amochizuki@ADB.org](mailto:amochizuki@ADB.org)

ADBのニュースリリース(和文)は、下記URLにてもご覧いただけます。

<http://www.adb.org/JRO/doc-news.asp>